

第4次青森県障害者計画(案)の概要

1 計画の目的等

- 本計画は障害者基本法(第11条)に基づき、国の障害者基本計画を基本として県が定めることとされています。
- 本県の障害者施策を推進するための基本的指針となる総合的な計画となります。
- 計画期間について、第3次計画では10年間とし、策定から5年後に見直しを行ってきたところですが、別途策定している障害福祉サービス実施計画の計画期間との整合を図るため、2023(令和5)年度～2026年(令和8)年度までの4年間としました。

2 策定に当たっての考え方

- ① 第3次青森県障害者計画で定めた8つの施策の柱については、着実に各施策に取り組んでおり、これらの施策については、継続的に行うことの重要性が求められることから、引き続き同じ施策の柱として実施します。
- ② 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律による取組の推進について記載。
- ③ 青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例、青森県手話言語条例による取組の推進について記載。
- ④ 近年の災害事情を踏まえて防災対策の充実、医療的ケア児に対する支援、難聴児に対する支援、自殺対策・ひきこもり対策、感染症対策における障害者への配慮について記載。

3 概要

(1) 基本理念

「住み慣れた地域で、障害のある人もない人も分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し、ともに暮らせる共生社会づくりをめざす」

(2) 各分野に共通する横断的視点

- 合理的配慮への理解促進
- 心のバリアフリーへの理解促進
- さまざまな場面での機会の確保

(3) 推進体制

青森県障害者施策推進協議会において、関連施策の実施状況を評価し、委員の意見等を踏まえつつ、PDCAサイクルを基本としながら各種施策の推進を図ります。

4 施策の柱

1

障害・障害者への
理解促進と共生

- (1) 障害・障害者への理解促進
- (2) 障害者週間をはじめとした広報・啓発活動

2

生活支援の充実

- (1) 利用者本位の生活支援体制の整備
- (2) 障害者の権利擁護の推進
- (3) 障害福祉サービス等の充実
- (4) 地域生活支援サービスの充実
- (5) 人財の確保と質の向上
- (6) NPO、ボランティア等広範な市民活動の推進

3

生活環境の充実

- (1) ユニバーサルデザインの普及と福祉のまちづくりの推進
- (2) 移動・交通対策の推進
- (3) 防災・防犯・交通安全対策の推進

4

保健・医療の
充実

- (1) 母子保健施策の充実等
- (2) 精神保健福祉対策等の推進
- (3) 障害のある子どもなどの支援
- (4) 難病対策の推進
- (5) 感染症対策における障害者への配慮

5

教育の充実

- (1) 特別支援教育の充実
- (2) 特別支援教育や障害児(者)に対する理解・啓発の推進
- (3) 特別支援教育担当教員等の資質の向上

6

雇用・就業の
促進

- (1) 雇用の促進と職場定着
- (2) 障害者の職業能力開発の推進
- (3) 一般就労への移行を促進するための支援等の充実・強化

7

情報バリアフリー化と
多様な他者とのコミュニ
ケーションの推進

- (1) ICT等デジタル技術を活用した情報バリアフリー化の推進
- (2) 「青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例」の施策の推進
- (3) 「青森県手話言語条例」の施策の推進
- (4) 情報アクセシビリティの推進
- (5) 読書バリアフリーの推進

8

スポーツ・文化・
芸術活動への
参加促進

- (1) 障害者のスポーツ活動への参加機会の拡大
- (2) 障害者の文化・芸術活動への参加機会の拡大